

利用者負担の軽減制度

介護保険サービス等の利用者負担には、以下のような軽減制度が設けられています。

〈高額（医療合算）介護サービス費〉

◆ 1 か月の介護サービスの利用者負担額の合計が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が支給されます（右表参照）。また、1 年間の医療保険と介護保険の利用者負担額の合計が著しく高額になった場合は、一定の額が「高額医療合算介護サービス費」として給付されます。

所得区分		上限額
生活保護受給者等		個人で 15,000 円
区市町村民税 世帯非課税者	①老齢福祉年金受給者	
	②年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	
	①、②以外の方	世帯で 24,600 円
一般（区市町村民税世帯課税者）		世帯で 44,400 円 （※ 1）
現役並み所得相当（※ 2）		世帯で 44,400 円

※ 1 一般区分の方について、1 年間の介護保険の利用者負担額の合計が著しく高額になった場合は、別に年間上限額を超えた分が支給されることがあります。

※ 2 課税所得が 145 万円以上の方（ただし、世帯内の収入に応じて、申請により、一般区分になる場合もあります。）

食費・居住費（滞在費）の自己負担と軽減制度

〈特定入所者介護サービス費（補足給付）〉

- ◆ 施設などで生活しながらサービスを受ける場合や、通所介護（デイサービス）や短期入所（ショートステイ）など、施設などに出かけてサービスを受ける場合は、かかった食費、光熱水費などの居住費（滞在費）、その他の日常生活費などが利用者負担となります。
- ◆ 施設サービスや短期入所サービスにおけるこれらの負担額は、利用者と事業者との契約により決められますが、所得が低い方（利用者負担段階が第 1 段階から第 3 段階までの方）については、所得に応じて食費・居住費（滞在費）の負担額が軽減される制度があります。
- ◆ ただし、配偶者が区市町村民税課税者である方や、預貯金等の額が一定額（単身世帯の場合で 1000 万円、夫婦の場合で 2000 万円）を超える方は、食費・居住費（滞在費）の軽減の対象外となります。

※利用者負担のめやすは、18 ページ参照。

〈生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度〉

- ◆ 区市町村が、「生計が困難である」と認めた利用者については、介護サービスの 1 割負担や食費、居住費（滞在費）の自己負担を、約 4 分の 3 に軽減する仕組みがあります。

利用者負担の各軽減制度の詳細は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。